鴻巣市議会改革特別委員会運営要綱

令和6年3月12日 委 員 会 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市議会委員会条例(平成17年鴻巣市条例第1 59号)第6条第1項の規定に基づき設置する鴻巣市議会改革特別委員 会(以下「委員会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものと する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる議会改革に関する事項について、調査又は 検討を行う。
 - (1) 議会の制度に関する事項で次に掲げるもの
 - ア 議員間討議の実施
 - イ 政策討論会の実施
 - ウ 議員研究会の実施
 - エ 執行部からの反間権
 - (2) その他次に掲げるもの
 - ア 質問席の設置
 - イ 特別委員会委員からの提案があり、委員長が認めた事項及び議長 から付託があった事項

(組織等)

- 第3条 委員会は、会派から選出された議員から議長が指名する。
- 2 会派は、当該会派に属する議員のうちから1人を選出することができる。
- 3 委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議され ている間在任する。
- 4 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委 員長の職務を行う。

(運営等)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開く ことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、 その説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、議決に当たっては、原則全会一致に努めるものとする。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって 取りまとめに代える。
- 5 委員会は、傍聴することができる。

(結果等の報告)

第6条 委員会は、審議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

- 第7条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項 を記載した記録を作成させ、2人以上の委員と共にこれに署名又は押印 しなければならない。
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。